



中小企業向け利子補給補助金制度を創設しました

☎ 商工観光課 32-1604

熊本県金融円滑化特別資金および日本政策金融公庫の災害貸付・災害復旧貸付の借入れ資金に係る利子(全額)を3年間補助します。

受付期限 令和8年2月27日(金)

限度額 一中小企業あたり年間100万円

受付窓口 商工観光課

対象者(いずれの全てに該当すること)

- ・令和7年12月31日までに左記の融資制度による事業資金の融資を受けていること
- ・市内に本店、支店を有する法人または市内に住所を有している個人事業主で市内で事業を行っている者
- ・市税などの滞納がないこと
- ・本市以外の者から融資に係る利子補給を受けていないこと

■ 公共インフラ被害状況

施設の種類	件数	被害額
公共土木施設(計)	816件	52億400万円
道路(市道・里道)	497件	39億3,500万円
うち市道通行止め	22件	—
河川	319件	12億6,900万円
上水道施設	— 件	—
下水道施設	3件	700万円
公共施設 (建物・スポーツ施設・公園など)	20件	3億2,520万円

■ 農業・商工関連の被害状況

被害の種類	件数	被害額
農業関係(計)	815件	43億6,120万円
農業用施設	435件	30億5,670万円
農地	380件	13億450万円

農作物被害面積	53.2ha
被害を受けた経営体	399戸
農作物被害総額	4億5,240万円
施設・機械類	1,538件
施設・機械被害額	3億7,850万円

被害の種類	件数	被害額
商工業関連	32件	1億6,820万円

■ 罹災証明書発行内訳

区分	件数
全壊	3件
大規模半壊	0件
中規模半壊	0件
半壊	136件
準半壊	9件
一部損壊	210件
合計	358件

■ みなし仮設住宅

県申請件数	19件
入居者数	17件

■ 住宅応急修理

申請件数	50件
完了件数	0件



被災・支援状況

※10月23日現在

市HPでは随時情報を更新しています



1. 農業



8月豪雨による被災農業者への資金を創設します

8月豪雨により被災した農業者が、経営再建のため運転資金を借り入れる場合に、利子補給を行います。

対象者(いずれの全てに該当すること)

- ①被害を受けていることについて、市の証明書の発行を受けていること(※1)
- ②収入保険、農業共済などに加入しているか、未加入の場合、今後加入する誓約書の提出が可能
- ③農業所得が総所得(法人は当該法人の農業に係る売上高が総売上高)の過半を占めている、または農業粗収益が200万円以上(法人は売上高1,000万円以上)である農業者

貸付対象経費 農業経営の維持・継続に必要な経費(運転資金)

貸付限度額 1,000万円

償還期間 10年間(うち据置期間3年以内)

貸付利率 実質無利子(上限4%、県・市・金融機関の利子補給による)

利子補給期間 貸し付け実行日から5年以内

承認期限 令和8年3月31日(※2)
(貸付実行期限は令和8年6月30日まで)

- ※1 罹災証明書とは別に証明が必要になります
- ※2 申請は金融機関窓口になります。申請から承認まで時間を要しますのでお早めにご相談ください

☎ 農政課 32-1641

農地の小規模被災の補助金制度を創設しました

国補助の対象外になる農地の小規模な被害に対して、市では新たな補助金制度を創設しました。補助金を活用希望の人はお早めにご相談ください。※市へ被害報告済みの人は市から連絡します(被害報告が済んでいるか分からない、市から連絡がない場合は窓口へご相談ください)※可能な範囲で現地の写真を持参ください

対象

被災した農地の所有者・耕作者・農家組合などの団体がこれから実施する農地内の土砂撤去費用※業者への発注も対象とします

採択基準

事業費13万円以上40万円未満の被災農地の復旧に要する費用(家庭菜園や耕作放棄地は対象外)

受付窓口

本庁農林水産課、三角支所経済建設課、小川支所災害復旧対策室、豊野支所総合窓口課

受付期限 11月28日(金)

対象経費

- ・機械借上料(オペレータ料含む)および機械運搬料
- ・流入土砂(木竹など含む)の処分料および運搬料

補助率 事業費の65%(条件により補助率を80%にかさ上げ)

☎ 農林水産課 32-1651

2. 罹災証明書・罹災届出証明書



罹災証明の申請を終了します

8月に発生した豪雨災害の被災を証明する、罹災証明書と罹災届出証明書の申請受け付けを終了します。

対象資産

罹災証明書 居住する住家のみ

罹災届出証明書 倉庫・小屋・動産(自転車・家財など)・工作物(物置・塀など)を含む全ての資産

申請期限 11月28日(金)



罹災証明書



罹災届出証明書



☎ 税務課 32-1487